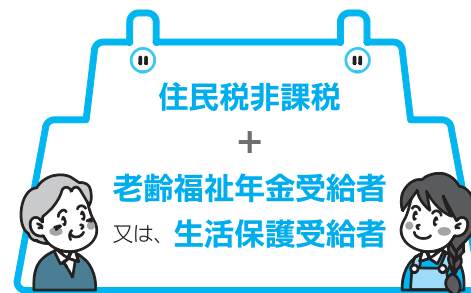


利用者の方へ

家賃及び食材料費の費用負担の軽減を受けられる人

雲南広域連合の被保険者で、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成利用承認を受けている事業所（短期利用は除く）を利用して、次のいずれかに該当する人。

- (1) 世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者又は、生活保護受給者



- (2) 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人



軽減対象者の認定申請

費用負担の軽減を受けようとするときは、『認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等利用者負担軽減対象者該当（非該当）認定申請書』を広域連合に提出してください。

審査後、『認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等利用者負担軽減対象者該当（非該当）認定通知書』により結果を通知します。

※申請できるのは、本人又は本人と同一世帯の方です。



詳しくは、雲南広域連合ホームページにも掲載しています。
申請書などもホームページからダウンロードできます。

認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業が始まります!!

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）利用者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、利用者に対し、家賃及び食材料費の費用負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行います。



事業者の方へ

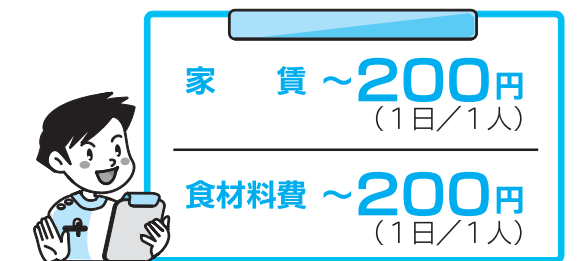
助成の対象

利用者^(※1)に対し、家賃及び食材料費の費用負担の軽減を行っている事業者

(※1) 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等利用者負担軽減対象者該当認定を受けた雲南広域連合の被保険者

助成金額

事業者が利用者に対し軽減した額。ただし、家賃1人当たり1日につき200円、食材料費1人当たり1日につき200円を上限とします。



助成対象事業所の承認申請

助成を受けようとするときは、『認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成利用申請書』を広域連合に提出してください。

審査後、『認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成利用承認（不承認）決定通知書』により結果を通知します。